

国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令について（概要）

1 改正背景

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）において、必要に応じ国から「官民ファンド」への役職員の出向を可能とする措置を講じることが指摘された。このような方針を踏まえ、国家公務員の役員としての出向の円滑な実施を担保することを目的に、国家公務員が役員として出向した期間が退職手当の算定の基礎となる在職期間及び退職共済年金の算定の基礎となる組合員期間に通算されることとなる法人について、以下の 5 法人を追加する。

- ・（株）産業革新機構
- ・（株）地域経済活性化支援機構
- ・（株）農林漁業成長産業化支援機構
- ・（株）民間資金等活用事業推進機構
- ・（株）海外需要開拓支援機構

2 改正内容

(1) 国家公務員の退職手当の算定の基礎となる在職期間の通算

国家公務員が役員として出向した期間が退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算されることとなる法人として、上記 5 法人を追加する。

(2) 国家公務員の退職共済年金の算定の基礎となる組合員期間の通算

国家公務員が役員として出向した期間が退職共済年金の算定の基礎となる組合員期間（国家公務員共済組合の組合員又は地方公務員共済組合の組合員（警察庁の職員及び地方警務官に限る）としての期間）に通算されることとなる法人として、上記 5 法人を追加する。

3 施行期日

平成 25 年 12 月 26 日